

○国土交通省告示第八百三十六号

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成二十一年国土交通省令第三号）第五条の規定に基づき、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第八項の国土交通省令で定める基準としてマンションの管理の適正化の推進に関する法律第五条の八に規定する認定管理計画に定めるべき点検の時期及び内容を次のように定める。

令和四年八月十六日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第八項の国土交通省令で定める基準としてマンションの管理の適正化の推進に関する法律第五条の八に規定する認定管理計画に定めるべき点検の時期及び内容

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第五条の二に規定する認定対象建築物（認定対象住戸（共同住宅等に含まれる一の住戸であつて、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号。以下「法」という。）第六条第一項の認定の対象となるものをいう。）を含む建築物をいう。）の法第六条第八項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるところにより、点検の時期及び内容がマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第四百十九号）第五条の八に規定する認定管理計画に定められていることとする。

- 一 法第二条第三項各号に掲げる住宅の部分について、点検の対象となる部分の仕様に応じた点検の項目及び時期が定められたものであること。
- 二 一の点検の時期が、それぞれ認定対象建築物の建築の完了又は直近の点検、修繕若しくは改良から十年を超えないものであること。
- 三 点検の結果を踏まえ、必要に応じて、改良を行うこととされていること。
- 四 地震時及び台風時に臨時点検を実施することとされていること。

## 附 則

この告示は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則及び住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和四年国土交通省令第六十一号）の施行の日（令和四年十月一日）から施行する。

